

2026年3月2日

お客さま各位

阪神電気鉄道株式会社

**神戸高速線 旅客営業に関する約款の変更について**

平素は阪神電車をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

「旅客営業規則」第14条の定めに基づき、下記の通り、旅客営業に関する約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 変更する約款

「旅客営業規則」

2. 主な変更理由及び変更箇所

被救護者旅客運賃割引証の様式変更に伴う改正。

旅客営業規則

(第 56 条)

※詳細は「新旧対照表」をご覧ください。

3. 適用開始日

2026(令和8)年3月14日(土)

以 上

新旧対照表

現行	改正																																																																																																		
<p><b>旅客営業規則</b></p> <p>(中略)</p> <p>第2編 旅客営業</p> <p>(中略)</p> <p>第2章 普通乗車券</p> <p>第1節 普通乗車券の発売</p> <p>(中略)</p> <p>(被救護者旅客運賃割引証)</p> <p>第56条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護又は救護を受ける施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車券の種類、旅行証明書番号、被救護者の氏名及び年令、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年令、有効期限、発行年月日、施設の所在地、名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。</p> <p>2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p>	<p><b>旅客営業規則</b></p> <p>(中略)</p> <p>第2編 旅客営業</p> <p>(中略)</p> <p>第2章 普通乗車券</p> <p>第1節 普通乗車券の発売</p> <p>(中略)</p> <p>(被救護者旅客運賃割引証)</p> <p>第56条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護又は救護を受ける施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車券の種類、旅行証明書番号、被救護者の氏名及び年令、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年令、有効期限、発行年月日、施設の所在地、名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。</p> <p>2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p>																																																																																																		
<p>表</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">被救護者旅客運賃割引証</p> <p style="text-align: right;">契印</p> <p>第 〇〇 号</p> <p style="text-align: center;">指定番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>乗車区間</td> <td>駅から</td> <td>駅まで</td> <td>経由</td> </tr> <tr> <td>乗車券の種類</td> <td>片道</td> <td>被救護者</td> <td>片道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>往復</td> <td>付添人</td> <td>往復</td> </tr> <tr> <td>旅行証明書番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>被救護者の氏名</td> <td colspan="3">氏名</td> </tr> <tr> <td>付添人の氏名</td> <td colspan="3">氏名</td> </tr> <tr> <td>及び年令</td> <td colspan="3">(才)</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> <tr> <td>施設の所在地</td> <td colspan="3">代表者</td> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td colspan="3">契印</td> </tr> </table> <p>(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日) (割引コード)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発売運賃)</td> <td>(差額運賃)</td> <td>31</td> <td>33</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(この割引証の使用上の注意)</p> <p>(1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合は、被救護者とその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。</p> <p>(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3) この割引証の記入事項(太くく内を除く。)は、発行後において記入(乗車券の種類は、該当のものをして除く。)し、又は押印していないものは、使用できません。</p> <p>(4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の捺印のないものは、使用できません。</p> <p>(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所在の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>(8) この割引証の有効期間は、発行日の日から表記の有効期間まで(1箇月間)です。</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	乗車区間	駅から	駅まで	経由	乗車券の種類	片道	被救護者	片道		往復	付添人	往復	旅行証明書番号				被救護者の氏名	氏名			付添人の氏名	氏名			及び年令	(才)			有効期限	平成	年	月		日	月	日まで	施設の所在地	代表者			施設名称	契印			(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31	33	<p>表</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">被救護者旅客運賃割引証</p> <p style="text-align: right;">契印</p> <p>第 〇〇 号</p> <p style="text-align: center;">指定番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>乗車区間</td> <td>駅から</td> <td>駅まで</td> <td>経由</td> </tr> <tr> <td>乗車券の種類</td> <td>片道</td> <td>被救護者</td> <td>片道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>往復</td> <td>付添人</td> <td>往復</td> </tr> <tr> <td>旅行証明書番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>被救護者の氏名</td> <td colspan="3">氏名</td> </tr> <tr> <td>付添人の氏名</td> <td colspan="3">氏名</td> </tr> <tr> <td>及び年令</td> <td colspan="3">(才)</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> <tr> <td>施設の所在地</td> <td colspan="3">代表者</td> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td colspan="3">契印</td> </tr> </table> <p>(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日) (割引コード)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発売運賃)</td> <td>(差額運賃)</td> <td>31</td> <td>33</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(この割引証の使用上の注意)</p> <p>(1) この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げる1字のいずれかに該当する乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。</p> <p>ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合</p> <p>イ 付添人(同一施設)の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券も併せて購入する場合</p> <p>ロ 被救護者の片道乗車、付添人の同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券も併せて購入する場合</p> <p>(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3) 発行後において割引証の記入事項(太くく内を除く。)を記入(乗車券の種類は、該当のものをして除く。)し、又は押印していないものは、使用できません。</p> <p>(4) 発行後において訂正した事項は訂正したときは、その箇所に発行者の捺印のないものは、使用できません。</p> <p>(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所在の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>(8) この割引証の有効期間は、発行日の日から1箇月間です。</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	乗車区間	駅から	駅まで	経由	乗車券の種類	片道	被救護者	片道		往復	付添人	往復	旅行証明書番号				被救護者の氏名	氏名			付添人の氏名	氏名			及び年令	(才)			有効期限	平成	年	月		日	月	日まで	施設の所在地	代表者			施設名称	契印			(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31	33
乗車区間	駅から	駅まで	経由																																																																																																
乗車券の種類	片道	被救護者	片道																																																																																																
	往復	付添人	往復																																																																																																
旅行証明書番号																																																																																																			
被救護者の氏名	氏名																																																																																																		
付添人の氏名	氏名																																																																																																		
及び年令	(才)																																																																																																		
有効期限	平成	年	月																																																																																																
	日	月	日まで																																																																																																
施設の所在地	代表者																																																																																																		
施設名称	契印																																																																																																		
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31	33																																																																																															
乗車区間	駅から	駅まで	経由																																																																																																
乗車券の種類	片道	被救護者	片道																																																																																																
	往復	付添人	往復																																																																																																
旅行証明書番号																																																																																																			
被救護者の氏名	氏名																																																																																																		
付添人の氏名	氏名																																																																																																		
及び年令	(才)																																																																																																		
有効期限	平成	年	月																																																																																																
	日	月	日まで																																																																																																
施設の所在地	代表者																																																																																																		
施設名称	契印																																																																																																		
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31	33																																																																																															